

- ・導入された後の監視が重要である。もし、導入された後は成り行き任せということであれば、日本のどこかのエリアでは増殖する可能性があるとして、最悪の事態を想定してリスク評価を実施しなければならない。
- ・導入した当事者が倒産して何ともならなくなった場合、行政が対応するのかどうかということも問題。
- ・意図的導入の中で、マングースのように最初から放すことを考えて導入されたのは2割強しかない。想定外で逃げてしまった場合のことを考えておかないと、絵に書いたモチになる。
- ・動物愛護管理法、感染症法も視野に入れて議論が必要。
- ・対象とする種の考え方は、ニュージーランド方式がよい。基本的に全部について、禁止か評価とすべき。タイプ1及びタイプ2は評価対象ではなく禁止とし、灰色のものは評価として、本当に安全なものが一部入ってくるようにすべき。
また、昆虫類は分類が遅れているので「種」ではなく、「種及びその近縁群」のようにしておかないと恐い。
- ・近縁群の広がりについては、分類群ごとに専門家の判断に委ねるべき。
- ・疾病を持ち込むかどうかを考えると、同種のものでも、産地によって付随している病原体が違う。許可が出た種と同一種であれば、ノーチェックというのは問題。
- ・種というのを狭い意味での種に限定せず、「リスク評価をする場合には十分」というぐらい広げた方がよい。
- ・理想を高く掲げて少しずつやっていくのか、実現可能なところからやっていくのか、この判断は難しい。
- ・今日のポイントの整理として、封じ込め利用と開放系利用に分けて取り扱わず、すべてをリスク評価の対象とする。影響が確認されている種だけでなく、技術的に可能な限り、広くリスク評価の対象とする。生物多様性以外の影響についても含めて議論するが、他省庁との調整が必要となると思うので、事務局の方にその調整は願います。
次回は、ヒアリングを行い、そこでの意見も踏まえて、第4回でリスク評価についての考え方をとりまとめた。

以 上

中央環境審議会野生生物部会第3回移入種対策小委員会議事概要

1. 日 時 平成15年4月15日(月) 10:30~17:00
2. 場 所 経済産業省別館1028会議室
3. 出席者
(小委員長) 岩槻 邦男
(委 員) 阿部 永 大井 玄 加藤 順子
小寺 彰 山岸 哲 鷺谷いづみ
(専門委員) 石井 実 大矢 秀臣 小林 正勝
(環 境 省) 福井総務課長、黒田野生生物課長、笹岡国立公園課長
田部自然環境計画課長、渡邊鳥獣保護業務室長、
上杉生物多様性企画官、河本野生生物課長補佐

4. 議事概要

○事務局より「環境省における移入種駆除事業について」説明

- ・ マングースの導入により、ハブに変化があったか。
→現時点で、マングースはハブ対策として効果はなかったと判断される。
- ・ 15年度以降はどのような対策を講じる予定か。
→15年度以降も駆除事業は継続する予定であるが、より効果的な駆除について検討中。
- ・ 沖縄本島でも駆除事業が行われているが、どれくらいの効果があがっているのか。また、今後もこれまでのような方法で続けていくのか。
→現段階では、これまで通り、わなにより個別に駆除していく。
- ・ 事態は楽観できる状態でない。早急に科学的調査を行い、有効な対策が必要である。
- ・ 駆除事業と動物愛護の関係というのは、どのような種について考えているのか。
→動物愛護法では哺乳類、鳥類、爬虫類を範囲として、虐待を防止している。動物愛護の視点は必要であると考えている。
- ・ ヤンバルクイナの生息地が奥の方へ移動しているのは、都市化が原因と考えられないか。
→分布域が狭まっている区域では、開発事業というのはほとんど行われていないため、都市化が原因となったものではなく、マングースの侵入が関係していると考えている。
- ・ 沖縄ではインドクジャクも大きな問題となっている。この検討もお願いしたい。

○参考人浅田未延氏、浅野正嗣氏より「愛玩動物哺乳類(アライグマ等)について」説明

- ・ ペットの販売の際、具体的に「飼育放棄してはいけない。」といったことは説明されているのか。
→一般的には「飼育放棄をしないでください」とは、特に説明していないが、「これくらいの大きさになる、こういったものを食べるのでお金がかかる」といったことは説

明している。

- ・アライグマの生息地の推移を見ると、人間が運んでいると思うが、脈絡がないような広がりをしている。捕獲計画で排除できるかどうか伺いたい。
→北海道全体で捕獲作業をしなければ、排除は困難であるが、当面、はびこっているところ（緊急捕獲地域）を重点的に実施するという計画である。
- ・駆除の方針として、6月までの捕獲頭数を50%としているが、これをもっと高く設定すれば、より効果的な駆除ができるのに、そうしない理由として、何か難しい点があるのか。
→アライグマが動き出すのは、4月くらいからであり、ワナの個数などの問題を考えると、6月まででは5割が限界と考えている。
- ・道内で13人が45頭飼育しているのは、何の目的か。
→愛玩用として飼育されている。
- ・道東ではアライグマの生息密度が低いですが、シマフクロウが生息しており、重点的に対応すべき問題である。しかし、南西諸島と同じで密度が低いと捕獲効率が悪く、専門家集団でないと捕獲が難しい。地方ではできない部分もあり、国全体として考えていかないと解決できない問題である。
- ・現在、ペット動物は、テレビの影響が非常に大きく、爆発的に人気が出る。それで、オウム病など病気や危険となると飼育放棄されるという傾向が少なからずある。地方自治体とかいろいろなレベルで飼育者の指導が必要であると感じている。
- ・生動物の輸入に係る規制は、感染症法、狂犬病予防法、ワシントン条約などにより、野放しの状態ではないが、統計上、輸入頭数の実態がわからないというのは大きな問題である。
- ・輸入業者の許可制・免許制といったことも、考える必要がある。
- ・対策として、一つのことを非常に厳しくしても、あまり効果はなく、輸入（インプット）、遺棄（アウトプット）、捕獲の3つを全部一度にやらないと効果的なものはできない。
- ・飼育の許可制、届出制ということが、一つの網掛けになると考える。

○参考人米田昌浩氏、横山潤氏より「産業用昆虫類（セイヨウオオマルハナバチ）について」説明

- ・ネットなどを張って逃出不ないようにするといった対策がとられているものは、使用量に対して何%位あるのか。
→高知県ではほぼ100%だが、国内全体の面積からは10%もないと考えられる。
- ・ネットを張って逃亡を防ぐという方法は、どのくらいの効果があるのか。
→もちろん100%ということではなく、併せてモニタリングを実施することによって、